

特集

晴れた日は、 市役所へ行こう。

主な内容

- 7 安曇野ドリンクフェスタ
- 10 信州安曇野ハーフマラソン
- 12 協働のまちづくり出前講座
- 15 民生委員制度創設 100 年
- 25 信州安曇野あやめまつり

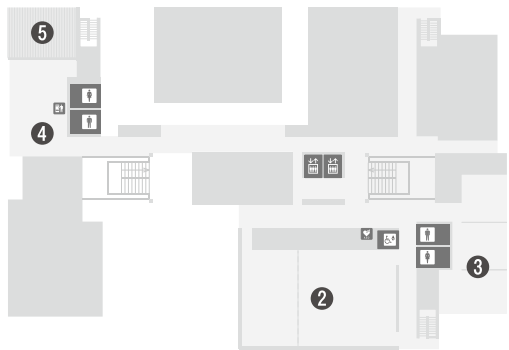
休日開放スペースの利用時間

土日・祝日 ● 9：00 ～ 21：00
(11月～3月は18：00まで)

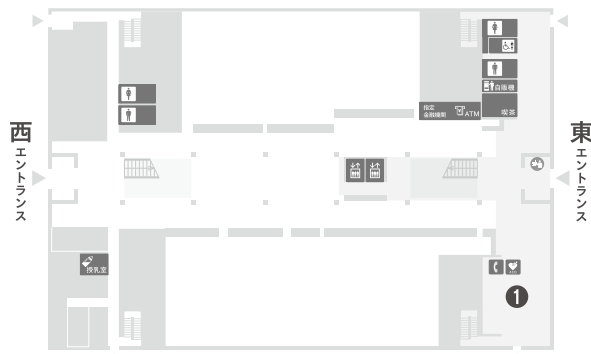
月～金曜日 ● 9：00 ～ 18：00

4階

● 休日開放範囲



1階



①くつろぎスペース ②大会議室 ③小会議室 ④パノラマラウンジ ⑤眺望デッキ

▼本庁舎4階眺望デッキから見える山々

天狗岩

黒沢山

鍋冠山

大滝山

蝶ヶ岳

蝶ヶ槍

本年度の納税をお忘れなく

課税内容と納期を確認しましょう

税制度の変更や生活環境の変化により、課税内容が変更されている場合があります。課税内容を確認し納期限までに納めましょう。

転出・税額変更があった場合の特別徴収の継続

昨年度は、その年の1月1日以降に他市町村へ転出した場合や、特別徴収する税額が変更された場合には、年金からの特別徴収を停止し、納付書または口座振替で納付する方法に切り替わりましたが、本年度からは「転出があった場合でも一定の要件の下、特別徴収を継続する」ことになりました。

市民税 公的年金からの市県民税の特別徴収制度の変更

仮徴収税額の算定方法が変更(表1)

65歳以上で公的年金を受給し、年金所得にかかる市県民税を納税する義務がある人は、公的年金から市県民税が天引き(特別徴収)されます。本年度から年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額の算定方法が変更になっています。

表1 仮徴収税額の算定方法の変更について

納付区分	仮徴収			本徴収		

